

入 札 説 明 書

本事業に係る入札公告（以下「**入札公告**」という。）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付書類を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、**実施方針**並びに実施方針に関する質問・回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。

本入札説明書において使用する用語の意義は、**実施方針**及び**入札公告**において使用する用語の例により、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に関する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

本入札説明書の添付書類は、次のとおり。

- 別紙 1 実施方針抜粋
- 別紙 2 競争的対話の実施方法
- 資料－1 事業契約書（案）
- 資料－2 業務要求水準書
- 資料－3 様式集及び記載要領
- 資料－4 サービス対価の算定及び支払方法
- 資料－5 事業者選定基準
- 資料－6 基本協定書（案）
- 資料－7 業績等の監視及び改善要求措置要領
- 資料－8 民間収益事業の実施要領書

1 公告日

令和 6 年 1 0 月 1 8 日 公告番号第 2 号

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 防衛装備庁長官 石川 武
東京都新宿区市谷本村町 5－1

3 事業概要

（1）事業名

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）

（2）事業の対象となる公共施設等の種類

実施方針 第 1 1（2）のとおり。

入札公告及び本入札説明書において引用する**実施方針**の規定を、**別紙 1 実施方針抜粋**に示す。以下同じ。

（3）事業目的

実施方針 第 1 1（4）のとおり。

(4) 事業内容

入札公告 別紙 1 (2) ア～オに示す業務の細部は、**資料－1 事業契約書(案)** 及び **資料－2 業務要求水準書**による。

実施方針 第1 1(5)エ なお書に示す民間収益事業の実施に係る細部は、**資料－8 民間収益事業の実施要領書**による。

(5) 本事業船舶及び本事業船員の要件等

資料－2 業務要求水準書 第1 5 のとおり。

(6) 事業場所等

事業者は、**資料－2 業務要求水準書**に示す本事業船員の業務従事条件や本事業船舶の運航条件等を踏まえ、日常的に本事業船舶を係留する港湾等(以下「係留施設」という。)を確保すること。

係留施設の細部は、**資料－2 業務要求水準書** 第2 2(2)イによる。

(7) 提供される業務の要求水準

資料－2 業務要求水準書 第2 のとおり。

(8) 事業方式

実施方針 第1 1(6) のとおり。

(9) 事業期間等

ア 事業期間

本事業の実施に係る契約(以下「事業契約」という。)の締結の日から令和17年12月31日まで。

なお、本事業船舶は令和8年1月1日から運航開始し、事業期間の終了まで運航する。

イ 事業期間終了時の措置

資料－2 業務要求水準書 第1 4(6) による。

ウ 事業スケジュール

令和6年10月18日

入札公告及び本入札説明書の公表

入札価格の基準金利公表(本入札説明書に記載)

令和6年11月5日

第一次審査資料の提出期限

本入札説明書に関する質問書提出期限

令和6年11月11日

第一次審査結果の通知

令和6年11月18日

本入札説明書に関する質問回答公表

令和6年11月25日

競争的対話に関する事前質問書提出期限

令和6年12月2日～12月13日

競争的対話の実施

令和7年1月9日

入札書及び第二次審査資料の提出

開札

(開札の結果、再度入札となった場合は以降の日程が変更になる場合がある。)

令和7年1月	落札者の決定
令和7年2月	落札者との基本協定の締結
令和7年3月	事業者との事業契約の締結
令和8年1月1日	本事業船舶の運航開始
令和17年12月31日	本事業の終了

4 競争参加資格

実施方針 第2 3のとおり。

5 担当部局

入札公告 別紙 2（1）のとおり。

6 参考資料等の交付

資料－2 業務要求水準書において、応募者に示すとした参考資料等の交付を希望する者は、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す、参考資料等交付申請書を担当部局に提出すること。

交付された資料を、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

7 本入札説明書に関する質問

本入札説明書に関する質問（実施方針等に記載があつて、本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合は、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す、質問書を提出するものとする。

（1）提出期限

令和6年11月5日（火）17時00分まで。

ただし、競争参加資格に関する質問は、第一次審査資料の提出期限に間に合うよう速やかに提出すること。この場合、防衛省は（4）に関わらず、随時回答を公表する。

（2）提出方法

5 に示す担当部局へ電子メールにより提出し、電話により到達を確認するものとする。

（3）回答方法

防衛省は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、質問に対する回答を、防衛省のホームページに掲載する。

（4）回答公表日

令和6年11月18日（月）

なお、第二次審査資料作成にあたり応募者が早期に了知する必要があると判断される質問以外は、上記の公表日以降に回答を公表することがある。

8 競争参加資格の確認（第一次審査）

（1）第一次審査資料の提出期限及び提出方法は、**入札公告** 別紙 2（2）による。期限までにこれを提出しない者及び競争参加資格を認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (2) 第一次審査資料は、**資料－3 様式集及び記載要領**に従い作成するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認は、第一次審査資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年11月11日（月）までに書面で通知する。
- (4) 競争参加資格の確認後にやむを得ない事情が生じ、応募者の代表企業、構成員又は協力企業を入札書及び第二次審査資料の提出日までに変更しようとする者にあつては、防衛省の承諾を得て構成員等変更届及び変更に係る第一次審査資料を提出し、競争参加資格を認められた場合に限り、当該変更をすることができる。
- (5) 提出期限を過ぎて第一次審査資料を差し替え又は再提出することは、(4)に掲げる場合を除き、認めない。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、通知を受けてから1週間以内に書面（様式自由）を提出することにより、支出負担行為担当官に対して理由の説明を求めることができる。
- (2) 支出負担行為担当官は、(1)により説明を求められたときは、書面により回答する。

10 競争的対話の実施

防衛省は、競争参加資格を認められた応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、本事業に関する提案内容の要求水準の充足の該否について、質問書を事前に受領した上で、個別対面により質問回答を行う。

細部は、**別紙2 競争的対話の実施方法**による。

11 入札書及び第二次審査資料の提出

入札参加者は、**入札公告** 別紙 2 (3)に従い、入札書及び第二次審査資料を提出するものとする。期限までにこれを提出しない者は、本入札に参加することができない。

12 入札方法等

(1) 入札方法

- ア 入札参加者は、**資料－4 サービス対価の算定及び支払方法**を踏まえ、サービス対価の総額により入札価格を見積もるものとする。
- イ 入札参加者は、入札場所へ参集し、入札を執行する担当者の指示に従い、入札書を入札箱へ投函するものとする。

(2) 入札の辞退方法

入札参加者は、次により、入札を辞退することができる。

- ア 入札書及び第二次審査資料の提出前にあつては、**資料－3 様式集及び記載要領**に示す入札辞退届を、5 の担当部局に提出するものとする。
- イ 入札中にあつては、辞退の旨を記した入札書を、入札を執行する担当者の指示に従い提出するものとする。

(3) 入札価格の算定に係る基準金利

資料－4 サービス対価の算定及び支払方法 第2 3 (1) イに示す、入札価格の算定

にあたって防衛省が指定する「入札時基準金利」は、**表 1**のとおりとする。

表 1 防衛省が指定する「入札時基準金利」

対象船舶	適用する金利の指標	入札時基準金利
1号船舶 2号船舶	令和6年10月11日の午前10時30分における東京スワップレート(T.S.R)として、表示される TONA ベース 10年物(円/円)金利スワップレート	0.920%

13 第二次審査資料

(1) 第二次審査資料は、**資料－3 様式集及び記載要領**に従い作成すること。

(2) 第二次審査資料の取扱いは、次による。

ア 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他防衛省が必要と認めるときは、防衛省は第二次審査資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている技術やノウハウ等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

ウ 資料の公表

防衛省は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、第二次審査資料の一部を公表することがある。

公表に際しては、入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公表されることにより、当該入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、細部は防衛省と各入札参加者との間で協議する。

(3) 入札参加者は、複数の提案を行うことはできない。

14 開札

開札の日時及び場所は、**入札公告 2** 及び **3** のとおり。

入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない防衛省職員を立ち合わせて開札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

入札保証金……免除する。

契約保証金……本事業契約の締結日から本事業船舶の運航開始日までを期間として、本事業契約の保証を求める。細部は、**実施方針 第3 2 (1)**による。

16 入札の無効

入札公告 9 のとおり。

17 落札者の選定方法

(1) 落札者の選定方式

入札公告 別紙 2 (5) のとおり。

(2) 落札者の選定体制

防衛省は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）に対し、入札参加者の事業提案に関する評価についての調査審議を依頼し、当該調査審議の結果を受けて、(1) により落札者を選定する。

有識者等委員会の構成は、決定次第示す。

(3) 落札者の選定手順

防衛省は、以下の手順により落札者を選定する。

ア 第一次審査

第一次審査は、本事業に携わる者として応募者が適正な資格と能力を備えていることを確認するものである。

防衛省は、応募者が提出した第一次審査資料について、不備の有無及び競争参加資格の有無を確認し、資料の不備がある者及び競争参加資格を認められない者を欠格とする。

第一次審査は、入札書及び第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、その結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

イ 入札及び開札

入札参加者は、入札書及び第二次審査資料をもって入札する。入札書に不備がある場合又は入札価格が防衛省の設定する予定価格を超えている場合、当該入札参加者は失格とし、ウ以降の審査は行わない。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、原則として同日に再度入札を行い、すべての入札参加者が辞退した場合は、再公告する。

ウ 第二次審査

第二次審査は、(1) により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、**資料－5 事業者選定基準**に掲げる評価項目及び得点配分により、次のとおり評価する。

(ア) 防衛省は、資料の不備の有無を確認の上、入札参加者が策定した事業の提案内容が**資料－2 業務要求水準書**に定める要求水準（必須項目）を全て充足しているか審査し、合格者には基礎点を付与する。

(イ) 防衛省は、事業の提案内容が要求水準（必須項目）を充足した上で、更に防衛省が特に重視する項目（加点項目）について、優れていると認められるものには、その程度に応じて加算点を付与する。

(ウ) 防衛省は、審査過程において、第二次審査資料を提出した入札参加者に問い合わせを行う場合がある。

エ 総合評価

入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、ウによって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。評価値の最も高い者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

オ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、入札参加者に対して速やかに通知するとともに、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

18 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後速やかに、支出負担行為担当官を相手方として、**資料－6 基本協定書（案）**により、基本協定を締結するものとする。

19 特別目的会社（事業者）の設立

落札者は、18 に掲げる基本協定に基づき、速やかに事業者を設立するものとする。

20 事業契約の締結

（1）事業契約書の作成

事業契約書は、**資料－1 事業契約書（案）**並びに落札者が提出した入札書及び第二次審査資料に基づいて作成するものとする。

事業契約書の作成に当たっては、軽微な事項を除き、**資料－1 事業契約書（案）**の規定、本入札説明書に示す事項及び落札者が提案した事項等を変更し、又はこれらと異なる特約を付すことはできない。

（2）事業契約の締結

落札者は、事業者をして、落札決定後2ヶ月以内（ただし、令和7年3月31日を限度とする。）に、事業契約を締結させなければならない。

21 手続における交渉の有無

無

22 支払条件

資料－4 サービス対価の算定及び支払方法のとおり。

23 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無

防衛省は、その所要に応じて、事業者との間で役務契約を締結する場合がある。

24 その他

（1）応募者は、**入札及び契約心得**並びに本入札説明書を遵守すること。ただし、**入札及び契約心得**と本入札説明書で取扱いが異なる事項については、本入札説明書による。

（2）審査資料の作成、提出その他本入札への参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

（3）入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはで

きない。

- (4) 防衛省への提出資料に虚偽の記載をした応募者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 今後の他の事業等において、応募者の事業提案の内容が一般的に適用される状態になった場合には、防衛省は当該提案内容が無償で利用できるものとする。ただし、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合は、この限りでない。
- (6) 落札者の事業提案を防衛省が認めることにより、落札者の責任が軽減されるものではない。
- (7) 本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の対象事業であり、応募者は、自らの責任において当該出融資を利用することを前提として提案(応募)することができる。ただし、本規定は当該出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が同機構に直接問い合わせること。
- (8) 審査結果等の通知は、防衛装備庁調達事業部需品調達官から行う。

実施方針抜粋

「民間船舶の運航・管理事業（旅客船） 実施方針」（令和 6 年 9 月 25 日）（抄）

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

自衛隊の任務遂行に供する船舶（以下「本事業船舶」という。）2 隻

(4) 事業目的

本事業は、令和 4 年度に策定された「防衛力整備計画」に基づき、自衛隊が島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送し、かつ、住民避難や災害時の対応に活用するため、自衛隊の海上輸送力を補完する目的で、常時運航可能な民間船舶を確保することを事業の目的としている。

本事業においては、自衛隊が船舶を保有、管理、運営することによる人的、物的負担を考慮し、平素の段階から民間事業者の資金、経営能力、船舶・海上輸送に関する技術的見地を最大限活用することにより、効率的、かつ、効果的に海上輸送力を確保することを目的として、PFI 契約方式を採用することとしている。

民間事業者には、当該分野で蓄積されたノウハウ等を活用し、本事業に係る業務をより効率的かつ効果的、安定的に遂行し、事業期間にわたって優れた VFM (Value for Money) を発揮することが期待される。

(5) 特定事業に係る業務の概要

エ 船舶運航業務

本事業船舶の運航に関する業務（以下「船舶運航業務」という。）は、下記(ア)から(オ)までとし、事業者は、防衛省の輸送所要に対応可能となるように本事業船舶の運航準備を行うほか、訓練に伴う輸送役務、緊急時の輸送役務及び防衛省が発注する公的機関のための輸送等を請け負う。ただし、防衛省と事業者は、防衛省の輸送所要の詳細及びその輸送に係る経費負担に関する契約（以下「輸送役務契約」という。）を本事業契約とは別に締結する。

また、防衛出動等の事態における輸送（自衛隊の任務遂行のために必要な輸送のうち事業者が本事業船舶の運航を行わない場合に係るものをいう。以下同じ。）及び平時の訓練において防衛省から求められた場合は、事業者は船舶運航を行わず、本事業船舶を防衛省に裸備船する。

(ア) 運航準備

(イ) 本事業船舶の運航

(ウ) 防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練における防衛省への裸備船

(エ) 被災者支援に必要な一切の業務

(オ) その他本事業船舶の運航に関して必要な一切の業務

本事業の対象とする防衛省の輸送所要は、以下のとおりである。

- ① 自衛隊の訓練のために必要な輸送
- ② 自衛隊の任務遂行のために必要な輸送
- ③ 公的機関のための輸送等（防衛省が発注する在日米軍の輸送役務等）

防衛省の輸送所要等の詳細は、業務要求水準書（案）（資料－Ⅰ）に示す。

なお、事業者は、防衛省の輸送所要に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、民間の輸送所要に対する商業運航（以下「民間収益事業」という。）を積極的に行うことが強く期待されている。民間収益事業の実施に係る条件は「民間収益事業の実施要領書（案）」（資料－Ⅱ）によるものとする。

(6) 事業方式

事業者は自らの資金で本事業船舶を調達した後、事業期間中、本事業船舶の所有権を有し、事業終了後も防衛省には譲渡しない、いわゆる B O O（Build-Own-Operate）方式により実施する。

第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3. 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、各業務を事業者から直接、受任又は請負うことを予定する企業によって構成される。応募者のうち、事業者に出資を行い、かつ応募手続を行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募者は、代表企業のほか、必要に応じ「構成員」（応募者を構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。）及び「協力企業」（応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）を加えて構成される。

イ 代表企業、構成員及び協力企業は、それぞれが各業務のうちいずれかの業務を実施するものとし、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、又は業務範囲を明確にした上で、各業務を複数の者で分担することも差し支えないが、各業務の全部又はその主たる部分を一括で再委任等してはならない。

ただし、3.（2）ウにて後述するとおり、船舶調達業務において、中古船舶を活用する場合に限り、改造業務の再委託を容認する。

ウ 事業者の株主は以下の要件を満たす日本国法人とする。

- (ア) 代表企業及び構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。
- (イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- (ウ) 事業者の株主は、原則として事業期間等終了時点まで事業者の株式を保有することとし、防衛省の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

エ 応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、各業務のうち、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を重ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。

オ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、防衛省と協議するものとし、防衛省がその事情を検討の上認めた場合は、この限りでない。

カ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

キ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合は、この限りでない。

ク 上記キの「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(B)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

(A) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。

(ア) PFI法第9条に該当しない者であること。

(イ) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(ウ) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(エ) 3.(2)イからカまでにそれぞれ示す競争参加資格を有する者であること。なお、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項第3号から第5号までのいずれかに該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに選定されていること及び本事業に係る技術分野を有しており、本事業に係る「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」できること。

(オ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づ

く再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

(カ) 入札資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(キ) 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(ク) 防衛省が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー合同会社（同協力事務所として株式会社日本海洋科学及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ケ) 2.(1)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

イ 代表企業の参加資格要件

代表企業は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 船舶調達業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1.(5)各業務のうちア 船舶調達業務を実施する企業（以下「船舶調達企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。

(イ) 本事業船舶に関する必要な技術的知見を有し、船舶の調達に係る品質、コスト、スケジュール等を適切に管理する能力を有していること。

(ウ) 本事業船舶と同等の船種及び規模の船舶を建造した実績を有すること。

ただし、本事業船舶を中古船舶の改造により調達する場合、現在の所有・運航形態に応じ、以下の要領で要件を満たすものとする。

i) 当該中古船舶を現に所有している者が自ら管理・運航している場合	現に所有している者が船舶調達企業として、当該所有者が(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。ただし、(ウ)については、当該所有者が事業者から改造業務を請負、当該要件を満たす企業に改造を請負わせることで、要件を満たすものとする。
i i) 定期傭船等の形態により所有者とは別の運航者が実質的に管理・運航している場合	運航者が船舶調達企業として、(ア)から(ウ)までの要件を満たすものとする。ただし、(ウ)については、当該運航者が事業者から改造業務を請負、当該要件を満たす企業に改造を請負わせることで、要件を満たすものとする。

エ 船舶維持管理業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1.(5)各業務のうちイ 船舶維持管理業務を実施する企業（以下「船舶維持管理企業」という。）は以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。

オ 船員雇用・養成業務及び船舶運航業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1.(5) 各業務のうちウ 船員雇用・養成業務を実施する企業及びエ 船舶運航業務を実施する企業（以下「船舶運航企業」という。）は以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）

カ 全般管理業務を実施する企業の参加資格要件

第1 1.(5) 各業務のうちオ 全般管理業務を行う企業（以下「全般管理企業」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B又はC等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

2. 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

防衛省は、事業契約に基づいて事業者が実施する本業務の履行を確保するため、次のアからウまでのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

ア 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

(ア) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

ウ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、防衛省が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本事業船舶に係る船舶整備費（ただし、特別目的会社関連経費（運営費用及び会計税務費用を含む）、資金調達関連経費を含まない。以下同じ。）に相当する額の10分の1以上とする。

事業者がウに掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、イに掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。

船舶整備費に変更があった場合には、保証の額が変更後の船舶整備費の10分の1に達するまで、防衛省は保証の額の増額を請求することができ、事業者は保証の額の減額を請求することができる。

競争的対話の実施方法

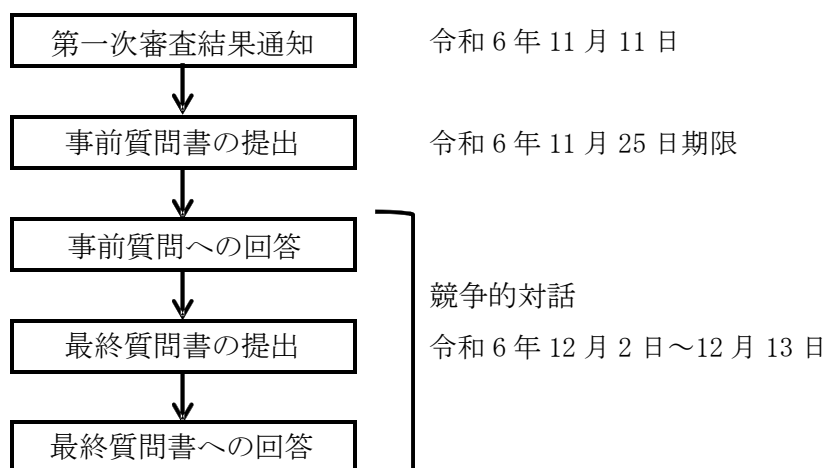
防衛省は、入札参加者を対象に、入札参加者が予定する事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かをあらかじめ確認すること等を目的に、競争的対話を実施する。競争的対話においては、要求水準の充足の該否等に関する入札参加者からの事前質問を受領した上で、個別対面により質問回答を行う。

質問回答の内容は、本事業に係る入札条件としての効力を有するものとし、原則として落札決定後に公表するが、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものの取扱いは、別途協議の上、決定する。

なお、質問回答の過程で、公平性の観点から全ての入札参加者に共通で示すべき条件が明らかとなった場合は、本入札説明書の修正、各入札参加者に対する補足説明等を行う。

1 実施手順

競争的対話の実施手順は、以下のとおりとする。細部は、第一次審査結果の通知後、入札参加者の代表企業に通知する。



2 実施方法

(1) 事前質問書の提出

防衛省は、要求水準の充足の確認等に関する事前質問を受け付ける。

入札参加者は、別途通知する様式により質問及び競争的対話出席者名簿を作成し、本入札説明書 本文の 5 に示す担当部局へ電子メールにより提出し、電話により到達を確認するものとする。

(2) 質問回答の実施

防衛省は、各入札参加者より提出された事前質問について、それぞれ個別対面により回答を行う。その際、図面等による説明を要する質問事項については、追加質問を認めるものと

する。

質問回答の基本的な実施方法は、以下を予定している。

ア 実施回数

入札参加者あたり2回を限度とする。

イ 質問回答の内容

防衛省は、入札参加者が予定している事業提案の内容が要求水準を充足するものであるか否か等について回答する。また、各々の質問について、公表の可否を協議する。

ウ 持参資料

入札参加者は、個別対面に際して、質問に係る参考資料を持参することができる。

エ 出席者

入札参加者は、代表企業、構成員、協力企業等のうちから、質問への回答を把握する担当者を出席させることができる。

(3) 最終質問書の受付

防衛省は、(2)における質問回答を踏まえた、要求水準の充足に関する最終質問を受け付け、これに回答する。